

石岡市指定給水装置工事事業者の指定更新について

新規指定の申請にあたりましては、下記に記載した①から⑤の届出書類及び添付書類をご提出ください。

また、水道法により指定の有効期限は5年間となります。

＜提出書類＞

- ① 様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書 (両面)
- ② 様式第2 誓約書
- ③ 様式第3 給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書
- ④ 別表 機械器具調書
- ⑤ 石岡市指定給水装置工事事業者 業務内容確認書 (両面)

＜添付書類＞

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none">・登録事項証明書 (原本)・定款の写し	<ul style="list-style-type: none">・住民票の写し (省略していないもの)
<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none">・給水装置工事主任技術者免状の写し・給水装置主任技術者証の写し・事務所の位置図(市町村役場、あるいは主要幹線道路が記載されているもの)、周辺図(住宅地図の写し可)	

(その他注意事項)

※更新の手続き(受付期間)は毎年度7月～9月頃のみ実施させていただきます。

そのため、有効期限が切れ更新となる事業者には6月～7月頃に郵送で案内させていただきますので上記の受付期間内で手続きをお願いします。